

# (素案)

議案第 52 号参考資料  
第 3 回定例会  
政策財政部政策課  
令和 6 年 9 月 4 日

## 葉山町規則第 号

### 葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例施行規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例（令和 6 年葉山町条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、デマンド型乗合タクシーの運行、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (運行日等)

第 2 条 デマンド型乗合タクシーの運行日は、葉山町の休日を定める条例（平成元年葉山町条例第 7 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く平日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行日を変更することができる。

2 運行時間は、午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分までとする。

#### (運行区域)

第 3 条 デマンド型乗合タクシーの運行区域は、別表 1 のとおりとする。

2 利用者がデマンド型乗合タクシーを利用する際に乗降する場所は、町長が別に定める。

#### (運行期間)

第 4 条 デマンド型乗合タクシーの運行期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 1 地区 令和 6 年 10 月 21 日から同年 12 月 6 日まで

(2) 第 2 地区 令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 1 月 31 日まで

#### (利用方法)

第 5 条 デマンド型乗合タクシーを利用しようとする者は、町長が指定する方法により利用の登録を受けなければならない。

2 利用者は、デマンド型乗合タクシーを利用するときは、あらかじめ予約をしなければならない。

3 利用者は、各地区の特定地域のいずれかの場所で乗車又は降車しなければならない。

4 予約の方法その他予約に必要な事項は、町長が別に定める。

#### (使用料)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する使用料は、別表 2 のとおりとする。

2 利用者は、乗車する際に、前項に規定する使用料を現金で納付しなければならない。

#### (その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 月 日から施行する。

## (素案)

別表 1 (第 3 条関係)

運行区域	特定区域	その他区域
第 1 地区	長柄町内会域 (長柄 512 番地の 1 以東)、葉桜自治会域、イトーピア葉山自治会域	特定区域を除く堀内及び長柄地区で町長が別に定める区域
第 2 地区	下山口町内会域 (下山口 1705 番地の 1 以東)、葉山一色台自治会域、パーク・ド・葉山四季自治会域	特定区域を除く上山口、下山口、一色及び堀内地区で町長が別に定める区域

別表 2 (第 5 条関係)

利用区間	使用料		
	中学生以上	小学生	未就学児
別表 1 に規定する各地区の特定区域内での利用	200 円	100 円	無料
別表 1 に規定する各地区の特定区域と同地区のその他区域の間の利用	300 円	100 円	無料